

作成日 2022 年 12 月 22 日  
(最終更新日 2022 年 12 月 22 日)

## 「情報公開文書」

受付番号： 受付-29941

課題名：A 病院高度救命救急センターに入院した心肺停止蘇生後患者の実態調査

### 1. 研究の対象

2022 年 11 月まで A 病院高度救命救急センターに入院した心肺停止蘇生後患者

### 2. 研究期間

2023年1月（倫理委員会承認後）～2023年5月

### 3. 研究目的

当院では、より良い医療と質の高い看護を提供するために日々努めております。当院の高度救命救急センターには多くの救急搬送患者が入室してきます。その中で、本研究では、救命センターに入室した心肺停止蘇生後患者の実態を明かにしたいと思います。また今後医療の発展のために研究成果を学会等に発表し、社会貢献につながるよう実施していきます。

### 4. 研究方法

高度救命救急センターに心肺停止後入院した患者様において、診療録に記載されている情報を収集させていただき分析します。データは、パスワードをかけて保存し分析します。研究終了後は、データ復元が不可能な状態にして破棄します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

主なデータは心臓マッサージ有無、AED装着の有無・実施回数、心拍再開時間、ICU入室期間、人工呼吸器装着期間、意識レベル、検査データ、入院期間、自宅退院までの期間、ICU回復サポート外来で検査結果、診療録、看護記録の内容等です。

### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

### 7. 研究組織

本学単独研究

### 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、研究対象者等の個人情報の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

電話:0227177024

住所：仙台市青葉区星陵町 1-1

研究責任者：

東北大学病院 高度救命救急センター 看護師長 松井 憲子

研究責任者：

東北大学病院 高度救命救急センター 看護師長 松井 憲子

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合